

熊本県立湧心館高等学校いじめ防止基本方針（改訂）

令和3年（2021年）1月15日

熊本県立湧心館高等学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校は、校訓「自主」「責任」「創造」の精神を基調とし、生徒は「恕」思いやりの気持ちを持ち、生徒が家族や地域を支える「自立」した大人に、学ぶ姿勢を持ち続け「成長」していく大人に成長することを目指し、教育を行う。

いじめの問題は、どの子どもにも起こりうるものであり、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も存在しており、人権に関わる重大な問題である。したがって、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、生徒、教職員、保護者、地域住民等がいじめの解決は重要であることを十分に理解する必要がある。

特に、いじめ防止等については、教師自らの姿勢そのものが一番に問われる。教師が、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、生徒を一人の人間として接することにより、教師と生徒との信頼関係が築き上げられ、いじめ防止につながる。

いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを理解し、いじめ問題の解決に向けて、家庭、地域と連携し、いじめの問題を解決していくことを目指す。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため「湧心館高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義と様態

(1) 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または「物理的な影響を与える行為」（インターネットなどを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が「心身の苦痛を感じているもの」をいう。

ある生徒がいじめられていても、本人がいじめを否定する場合があるため、当該生徒の日頃の表情や様子を教師がきめ細かく観察する必要がある。そのため、法律にある「心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈してはならない。

いじめの認知については、特定の教師が行わず、「いじめ防止対策委員会」によりいじめの認定を行う。

「物理的な影響を与える行為」については、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害生徒の「感じているもの」を確認したうえでいじめの認定を行う。

インターネット上での事案については、悪口を書かれた生徒が苦痛を感じるに至っていない場合も、加害行為を行った生徒に適切な指導を行う。

いじめを行った全ての生徒に厳しい指導を要するものでない。「いじめ」という言葉を使わず柔軟な対応も可能である。いじめであるか判断に迷う場合も、全て「いじめ防止対策委員会」で審議を行う。

(2) 具体的ないじめの様態

具体的ないじめの様態は次のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、人権教育主任、養護教諭、各学年主任、スクールソーシャルワーカー（外部専門家）

(2) 組織の役割

- いじめ防止の取組の実施や年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有
- いじめの情報の共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施するための中核

4 年間計画

別紙に定める

5 学校におけるいじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止

学校において、教師は「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

また、互いの良さや個性を尊重し、ひとり一人の人権が尊重される人間関係や学校風土を創るとともに、教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導にも細心の注意を払う。また、教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

(2) いじめの早期発見

「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に生徒に関わり、いじめを隠したり、軽視することなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。また、定期的にアンケート調査を行うなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。また、アンケート調査等により、いじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者等に公表し、アンケート結果を検証する。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、本校「いじめ問題への対応マニユ

アル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

いじめの解消について、いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 家族や地域との連携

学校評議員制度等を活用し、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめ問題について協議する機会を設け、地域や保護者との情報共有を速やかに行うとともに、組織的かつ丁寧な対応を行う。

アンケート調査等により、いじめが認知されなかった場合は、生徒や保護者及び地域に向け、その旨を公表し検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認する。

(5) 関係機関との連携

学校での指導で十分な効果を上げることができない場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）と連携する。特に学校等警察連絡協議会等との連携を図るとともに、生徒にも、地方法務局等学校以外の相談窓口について周知する。

6 重大事態への対応

いじめが背景に疑われる重大事態が発生した場合は、別途作成した「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対応する。

なお、重大事態が発生した場合、熊本県いじめ防止対策審議会は、県立学校における重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る）に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

○教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。

○特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない。

○管理職はいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図る研修に努める。

○いじめの防止等については、地域と共に取り組む必要があるため、年間計画や実施については、保護者にも加わってもらい、HPや学校新聞などを通じて情報発信に努める。

○校長を中心に危機管理意識を高く持ち、本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかを人権教育推進委員会といじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて校内マニュアルや校内体制を見直す。また、学校評価アンケート等を利用して、全教職員、保護者、全生徒がいじめ防止対策に関わることができるようにする。

○法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実に努めるため、県警察、地方法

務局、弁護士会等と連携し、指導内容・方法に関する資料提供や講師を依頼する。

○本校携帯電話ルールを遵守するとともに、情報モラル教育を推進する。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を推進する。

○学校において、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。いじめへの不安感等を克服し、いじめを許さず、乗り越えようとする心を高める。

○遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるようにする。